

人吉市復興まちづくり計画

(令和7年4月改定版)

人吉市

人吉市復興まちづくり計画（令和7年4月改定版）

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画改定の背景	1
2 計画の位置づけと構成	2
3 計画期間	4
第2章 人吉市を取り巻く環境	5
1 人吉市の現在	5
第3章 人吉市の特性	11
1 人吉市の強み	11
2 人吉市を取り巻く環境	23
第4章 復興まちづくりの進捗	29
1 流域治水プロジェクトによる安全性の担保（広域土木関連）	29
2 復興まちづくりの進捗	37
第5章 復興まちづくり計画	53
1 復興まちづくりの基本的な考え方	53
2 重点地区とまちなかエリアの設定	60
3 人吉市まちなかランドデザイン	65
4 分野別施策	68
4-1 地域の自治を担うコミュニティへの再生	71
4-2 力強い地域経済の再生	73
4-3 災害に負けないまちづくり	89
第6章 実現に向けて	101
1 計画の実現に向けた取組方針	101
2 復興まちづくり工程表	102

第1章 はじめに

1 計画改定の背景

本市においては、令和2年7月豪雨により未曾有の大水害に見舞われ、多くの市民の尊い命と財産が失われるなど、これまでに経験したことのない甚大な被害を受けました。

2019(令和元)年度末から日本全国がコロナ禍に巻き込まれ、経済状況の悪化が続く中、2つの災禍が同時に人吉市を襲い、以前から進行していた人口減少とまちなかの空洞化が加速度的に進みました。

担い手不足や地域経済の衰退等の問題がより顕在化し、多くの事業所を取り巻く環境は非常に厳しく、市民の生活基盤である「なりわい」も危機的状況となりました。

本市では、一日も早い復旧・復興のため、2020(令和2)年9月に人吉市復興基本方針（以下「復興基本方針」という。）、2021(令和3)年3月に人吉市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定し、復興の将来像を「球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち」としました。

その後、復興計画に基づき、被害が大きい8地区毎に地区別懇談会を開催し、住民主体で検討を重ね、2021(令和3)年10月に人吉市復興まちづくり計画（以下「復興まちづくり計画」という。）を策定しました。

復興まちづくり計画は、市民の生活再建と人吉のまちの再生、そして未来型復興に向けた復興まちづくりの方針を定めるとともに、実現に向けて取り組むべき内容を、公共施設整備等をはじめとしたハードの取組と、市民生活やなりわい等に関わるソフトの取組の両面の施策が立案されています。

当該計画策定後、被災者自身による復興や公共事業等による復興など、各主体の連携・協働により、市全体の復興に向けたまちづくりを推進してきました。

本計画は、豪雨災害から4年が経過し、都市基盤や公共施設等の復旧、住まい、事業所の再建など生活基盤が整っていく中、計画期間（当初策定）の中間年次となることを契機に、復興まちづくりの進捗状況を総括し、今後取り組むべき視点を再整理し、災害により加速度的に衰退した「人々の暮らしとなりわいの復興」を重点テーマとして見直しを行うものです。



2 計画の位置づけと構成

1) 計画の位置づけ

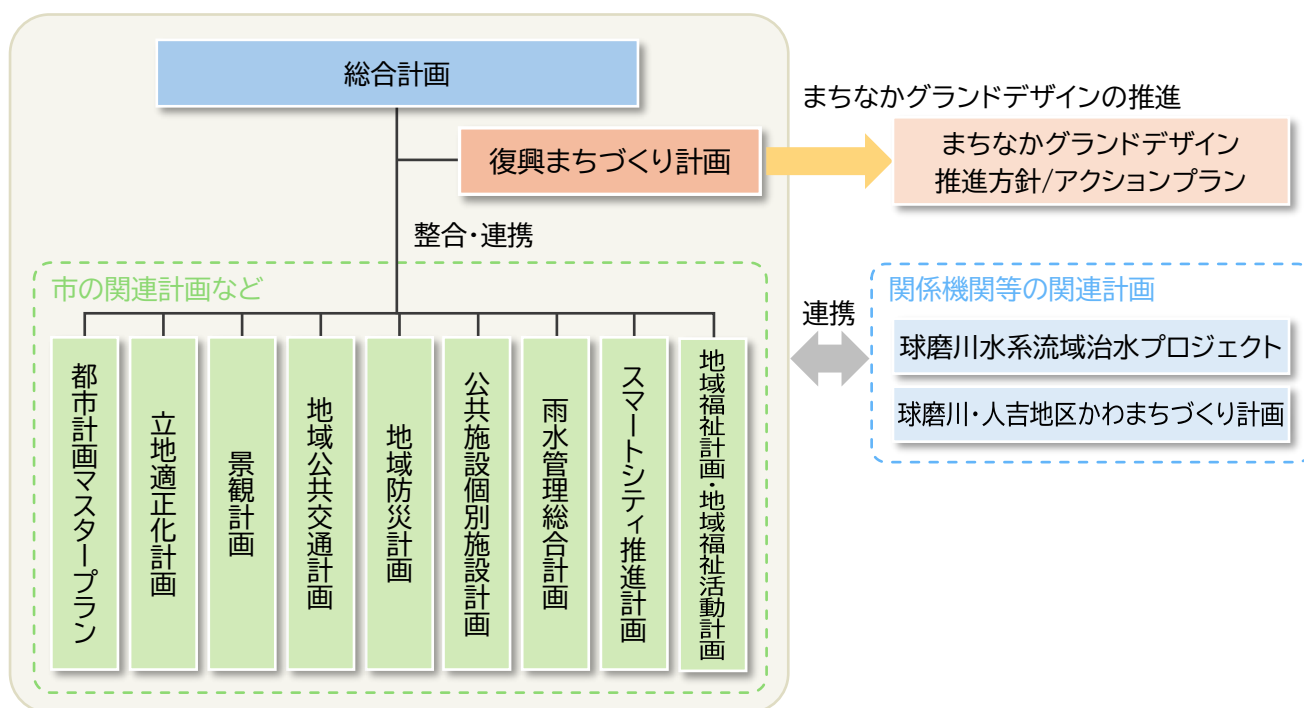
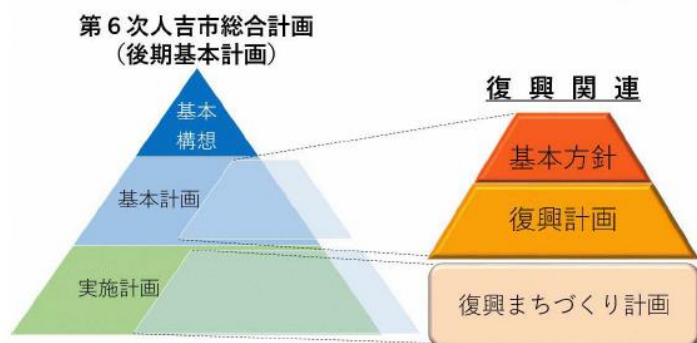
復興まちづくり計画は、復興基本方針を踏まえ、復興計画の実現に向けて取り組むべき内容を示すものとして策定しました。

復興計画は令和5年度末に計画期間が満了となり、2024(令和6)年3月策定の「第6次人吉市総合計画（後期基本計画）」に一本化され、事業成果等の把握を踏まえながら、毎年見直しを行うこととしています。

本計画は、第6次人吉市総合計画を上位計画とし、市の各種計画を横断的・有機的に結ぶ計画となります。

取組主体は、市民・事業者・行政等多様な主体を想定し、特に被害の大きい地域では、まちづくりの方向性及び具体的な取組を位置づけ、各主体の連携・協働により推進します。

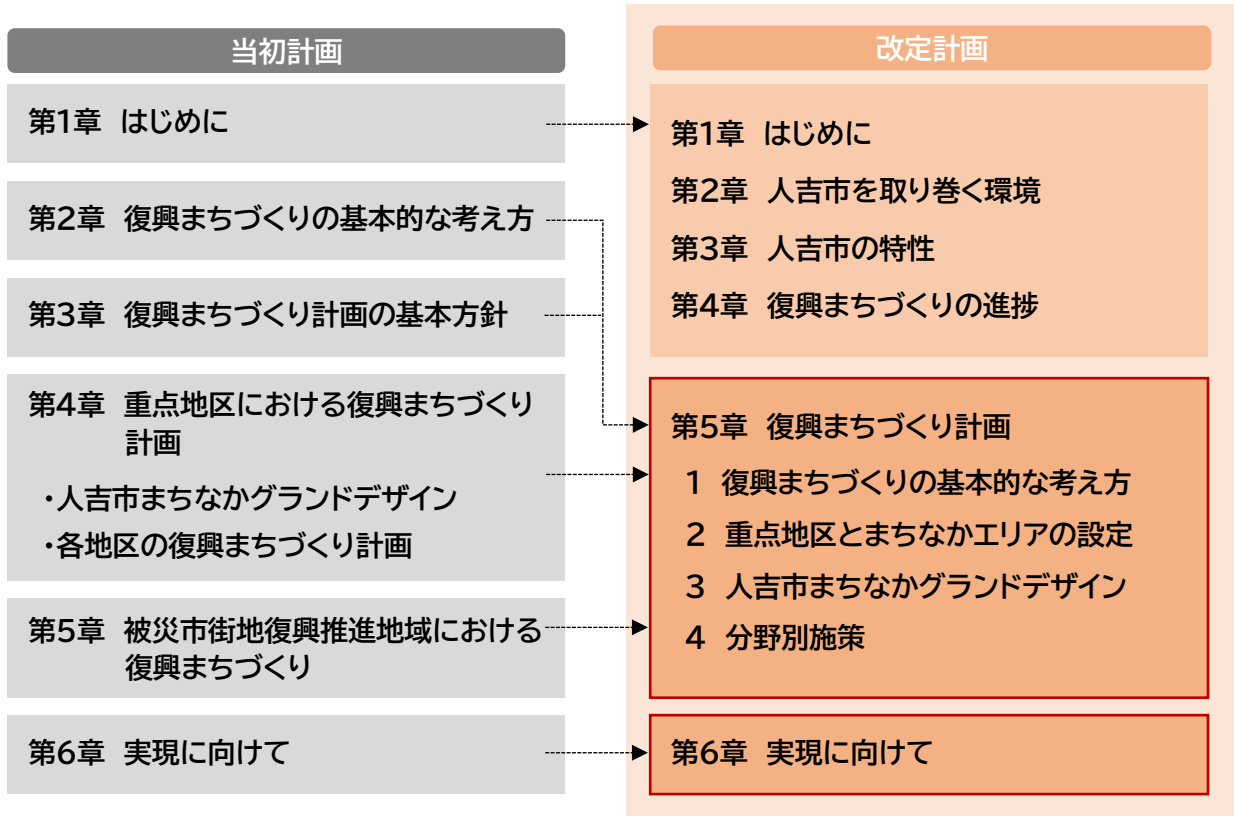
■復興まちづくり計画の位置づけ



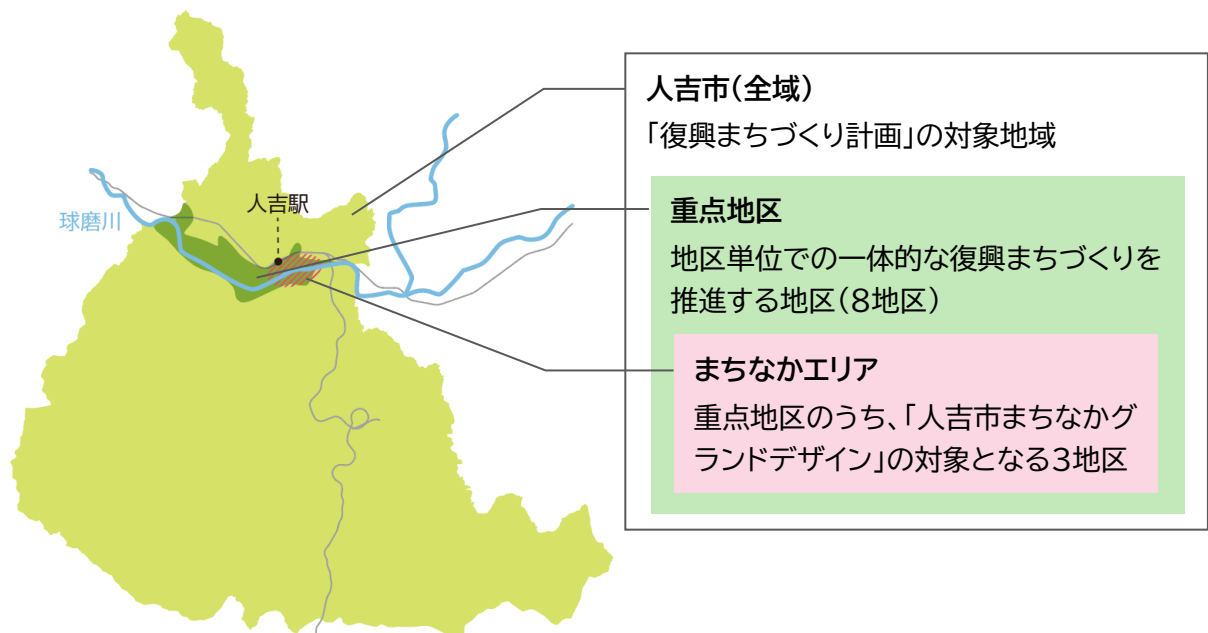
2) 計画の構成

本計画は、2021(令和3)年10月の当初計画策定後、市の関連計画や事業の進捗状況、「人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン」（令和7年3月策定）（以下「アクションプラン」という。）の推進体制等を踏まえ、「人吉市まちなかグランドデザイン」と「分野別施策」を中心とした構成としました。

■復興まちづくり計画の構成



■計画の対象地域



3 計画期間

本計画の計画期間は、復興基本方針の計画期間を踏まえ、2027(令和9)年度までの約6年間としています。

ただし、復興関連事業の中には、本計画期間を越える事業期間が見込まれるものもあり、今後、事業の進捗状況や社会情勢の変化、新たなまちづくりの動き等を踏まえて、まちづくりの方針や推進方策の検討が必要になる場合も想定されます。

また、2027(令和9)年度には第6次総合計画の計画期間が満了することから、本計画についても進捗状況のモニタリングを行い、計画のレビューを実施したうえで、新たな計画の必要性を検討します。

■計画期間

年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)
総合計画	(第6次)前期基本計画				(第6次)後期基本計画									
							策定		(第7次)前期基本計画				後期基本計画	
復興計画	復興基本方針													
		復興計画(第1期)						連携						
復興 まちづくり 計画		復興まちづくり計画												
								計画のレビュー						